

「募集宣伝内容とかい離」賃料1/3減額判決

前回(本紙12月8日号18面)は、賃貸建物の不具合や瑕疵に伴う建物賃貸人のリスクについて述べています。今回、一つの裁判例(東京地裁平成6年8月22日判決)を取り上げて、実際に裁判所がどのような判断を下しているのか、少し詳しくみてみましょう。

1 東京地裁平成6年8月22日判決について

(1) 事案の概要
賃貸人(原告)が、賃借人(被告)に対し、延滞賃料や契約解除以降建物明渡し済みに至るまでの約定使用損害金及び原状回復費用等の合計金として67.8万円超の支払いを請求したのに対し、被告が抗弁(反論)として賃料減額やカビ被害に基づく損害賠償債権との相殺等を主張したという事案です。ちなみに、この判決においては、被告の賃料減額や相殺の主張

カビ被害の損害賠償責任も

▲近い将来「デザイナーズ」も「誇張」といわれるかもしれません。
(写真はイメージ)

前回(本紙12月8日号18面)は、賃貸建物の不具合や瑕疵に伴う建物賃貸人のリスクについて述べています。今回、一つの裁判例(東京地裁平成6年8月22日判決)を取り上げて、実際に裁判所がどのような判断を下しているのか、少し詳しくみてみましょう。

(2) 裁判所の判断
この事案において、裁判所は次のように判示しています。

①「原告は、……賃貸マンションを『光と風、そして美しいロケーション』。ゆとりを満喫するクオリティライフ」とのキヤッチフレーズのもと、段状型住宅なので眺望が良好ほか、日照、通風など自然の恵みも最大限に得られ、室内には爽やかな光と風が溢れること、暮らしの質を物語る格調高いゲートがお迎えすること、テレビモニター付ホームセキュリティシステムを採用していること等の内容の宣伝をして、その賃料は減額を免れないことを主張した

こと。その宣伝内容とかけ離れた点性を判断し、賃料の高い住環境が得られることを期待して入居するものであって、その実体にその

ことでも一つの要素として、その宣伝内容の真実性を判断し、賃料の高い住環境が得られることを期待して入居するものであるから、その実体にその

努力すればおよそ発生が妨げられたものとはいえないから、賃貸借契約上に、それ程高額の賃料を支払う程の価値がないことが判明すれば、賃料額が減額される可能性もあります。

(3) 一般論として、賃貸建物の不具合や瑕疵により賃借人等に被害(損害)が生じた場合、賃貸人は損害賠償義務を負うことになります。この損害賠償義務については、被害者の損害が大きければ、程度や被害額は必ずしも賃料額も高額になってしまいますので注意が必要です。例えば、阪神・淡路大震災の事例ですが、賃貸人に約1億2900万円の支払いが命じられたものもあります(神戸地裁平成11年9月20日判決)。

約3分の1に当たる50万7300円と認めるのが相当である

2 建物賃貸人のリスクについて(総論的まとめ)
ここで、賃貸建物の不具合や瑕疵に伴う建物賃貸人のリスクについて総論的にまとめておきまし

FP・弁護士・税理士・不動産鑑定士

専門家集団が斬る
賃貸住宅市場

第41回

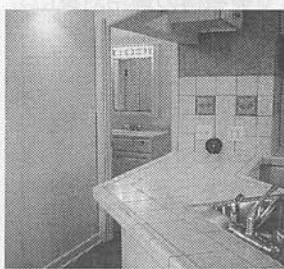
賃貸人が抱えるリスク



弁護士
平松英樹氏

著者プロフィール

1968生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業。不動産管理会社勤務を経て弁護士登録(東京弁護士会)。EMG総合法律事務所(東京都中央区京橋1-14-5土屋ビル4階)、EMG有限責任事業組合、首都圏マンション管理士会などに所属。



借り手を募集していた。その減額の程度は、これが認められる。も減額すべき要因が、住環境の快適さという点に関する度は、その要因によって受ける影響にとっては世の常識ではあるが、このような宣伝は、それが常識ではあるが、このような宣伝は、比較的高額の賃料設定をしていることの理由を示すことを一つの目的としており、借り手は、賃料が高めであるに努力すれば、より軽減された可能性のあること借人在においてもっと防止の1に当たる7万3千円に努力すれば、より軽減された可能性のあることを考慮し、賃料の約3分の1に当たる7万3千円に努力すれば、より軽減された可能性があります。

(2) 一般論として、賃貸建物の不具合により、賃借人がその建物を十分に使用収益できない場合、賃貸人は賃借人の使用収益の減少に応じて損害賠償義務を負うことになります(東京地裁平成16年12月21日判決等)。場合によっては、今回取り上げた裁判例のように賃料減額請求が認められる可能性もあります。

(3) 一般論として、賃貸建物の不具合や瑕疵により賃借人等に被害(損害)が生じた場合、賃貸人は損害賠償義務を負うことになります。この損害賠償義務については、被害者の損害が大きければ、程度や被害額は必ずしも賃料額も高額になってしまいますので注意が必要です。例えば、阪神・淡路大震災の事例ですが、賃貸人に約1億2900万円の支払いが命じられたものもあります(神戸地裁平成11年9月20日判決)。